



**問** 教育支援センター（適応指導教室）の設置について

**答** 本町に合ったよりよい体制を目指して適応指導教室を試行中です

**責任ある枠組みをどう構築するか。**

**問** 不登校の児童・生徒の現状と町の対応状況は。

**教育次長** 令和2年度11月までで不登校に該当する児童・生徒は5名。これまで各学校の校長先生を中心として生徒指導部会や教育相談部会で児童・生徒の欠席状況や家庭での様子等の情報をもとに対応のあり方を検討するなど不登校の早期発見、早期対応に努めています。それと同時に担任が家庭訪問を行うなど丁寧一人ひとりに寄り添った支援も行っています。これに加えて、本年度からB&G海洋センターにおいて適応指導教室を試行的に取り組み始

めました。現在、海洋センター長が主として業務を行い、教育委員会指導主事や社会教育主事が補助をしている状況にあります。教室の実施にあたっては、学校との連携を密に行い、利用者の学習の補充や教育相談により情緒の安定を図るとともに校外学習として地域の方のご協力によりハイキングを行うなど積極的に活動している状況です。

**問** 今後の町の対応方針（事業計画を含む）は。

**教育次長** 文科省による適応指導教室の設置目的を踏まえ、本町として試行的に取り組みを始めたところですが、不登校を生まない学校づくり、そのためにも先生と子供

たちが向き合える時間と心のゆとりを生み出せるよう一層努めてまいります。

**問** 県内44市町村の中で五霞町のみ教育支援センターを設置していない。これを論点とするものではないが、あるべき責任ある枠組みを構築すべきと考える。所見は。

**教育長** 本年度から適応指導教室を試行として行っています。本町の学校では、不登校を生まないために、わかる授業や居場所づくり、豊かな人間関係を築ける絆づくりを全ての教職員の協力と連携のもと子供たちに向き合う時間を大切にして指導にあたっているとございます。

用語の定義(文部科学省より)

「教育支援センター（適応指導教室）」とは  
不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会及び首長部局が、教育センター等学校以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したもの

「不登校児童生徒」とは  
何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの

